

予算審査特別委員会記録 第2号

招 集 場 所	本 部 町 議 会 議 場					
開 議	令 和 2 年 3 月 11 日 午 前 10 時 00 分					
閉 会	令 和 2 年 3 月 11 日 午 後 3 時 16 分					
出席及び欠席委員	役 職 名	氏 名	出席 の別	役 職 名	氏 名	出席 の別
出 席 13 名	委 員 長	喜 納 政 樹	出	委 員	具 志 堅 正 英	出
	副 委 員 長	松 川 秀 清	〃	〃	仲 宗 根 須 磨 子	〃
欠 席 0 名	委 員	真 部 卓 也	〃	〃	具 志 堅 勉	〃
欠 員 0 名	〃	崎 浜 秀 昭	〃	〃	座 間 味 栄 純	〃
	〃	比 嘉 由 具	〃	〃	宮 城 達 彦	〃
凡 例	〃	小 橋 川 健	〃	〃	崎 浜 秀 進	〃
出 / 出 席	〃	伊 良 波 勤	〃			
欠 / 欠 席						
会 議 録 署 名 委 員	委 員	真 部 卓 也		委 員	崎 浜 秀 昭	
当 局 の 出 席 者	町 長	平 良 武 康		副 町 長	伊 野 波 盛 二	
	教 育 長	仲 宗 根 清 二		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	上 間 辰 巳	
	総 務 課 長	仲 宗 根 章		企 画 商 工 観 光 課 長	屋 富 祖 良 美	
	住 民 課 長	平 安 山 良 信		福 祉 課 長	松 本 一 也	
	健 康 づ くり 推 進 課 長	崎 原 誠		建 設 課 長	宮 城 忠	
	農 林 水 産 課 長	安 里 孝 夫		上 下 水 道 課 長	新 里 一 成	
	教 育 委 員 会 事 務 局 長	有 銘 高 啓				
職 務 の た め に 出 席 し た 者 の 職 ・ 氏 名	事 務 局 長	宮 城 健		主 事	仲 宗 根 農	
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

予算審査特別委員会

議 事 日 程 （ 2 日 目 ） 令和 2 年 3 月 11 日（水） 午前 10 時 開議

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第 23 号	令和 2 年度本部町一般会計予算について (議案説明・審議・採決)
2	議案第 24 号	令和 2 年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明・審議・採決)
3	議案第 25 号	令和 2 年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明・審議・採決)
4	議案第 26 号	令和 2 年度本部町公共下水道特別会計予算について (議案説明・審議・採決)
5	議案第 27 号	令和 2 年度本部町水道事業会計予算について (議案説明・審議・採決)

○ 委員長 喜納政樹 ただいまより予算審査特別委員会を開きます。

開 議（午前10時00分）

本特別委員会は、お手元に配付されている予算審査特別委員会の申し合わせ事項に従って進めてまいりますので、申し合わせ事項の確認をお願いします。

本日の日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1．議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 おはようございます。昨日提案いたしました、本部町一般会計、令和2年度の予算の説明をいたします。

緑色の冊子を2枚めくってもらえますでしょうか。令和2年度一般会計予算。令和2年度本部町一般会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億4,886万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は25億円と定める。（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月10日、本部町長 平良武康。

それでは一般会計の概要を説明いたします。今読み上げました次のページをお願いいたします。2ページが一番下でございますが、令和2年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億4,886万8,000円となっております。前年度と比較しまして約35億円の減額予算となっております。減額の主な理由といたしまして、上本部小中一貫校校舎改築関連事業の校舎の部分が一通り完成しましたので、その減額約18億円と、本部半島・伊江島エリア観光促進事業の減、こちらはただいま繰り越しの予定で事業を進めておりますが、そちらの事業費で約21億円の減が主な減額の要因でございます。令和2年度の主な事業としましては、道路の関連事業で健堅本部落線道路改良事業に約3億円、瀬底島一周道路改築事業に約3億8,000万円、満名川線道路整備事業に約1億8,000万円を計上しているところでございます。町営住宅関連では、嘉津宇団地新築整備事業に約1億7,000万円、具志堅団地新築整備事業に約3,700万円を計上しております。学校関連事業では、上本部小中一貫校のグラウンド整備事業に約3億円、伊豆味小中屋内運動場（体育館）でございますが、その改築事業に約3,600万円を計上しております。ソフト事業、その他の歳出につきましては資料を配付しておりますので、後ほど説明いたします。

続きまして、歳入では、町税が約9,300万円余り増の13億円を計上しております。地方交付税

が約3,900万円増の22億5,000万円、ふるさと納税の寄附等が約2,000万円増の2億円を計上しております。それぞれの事業の詳細につきましては、本日委員長の許可をいただきまして、A3の資料3枚をお配りしております。すみませんが、その資料を見ていただけますでしょうか。こちら令和2年度主要事業一覧（当初予算）ということで配付させていただいております。主な新規事業と、そして継続で予算の計上額が大きいものを選定してこちらの説明資料として添付しております。後ほど1ページずつめぐりながら審議するということをお願いしておりますので、表の左側にページを打っております。そして左から3番目で単独事業か、あるいは補助事業か。補助の場合は補助率を記入させていただいております。そしてその横に新規、あるいは継続、そして事業名、金額。最後に簡単な説明を書き加えておりますので、こちらのほうを参考にいただければと思います。続きまして、その同じ資料の3ページ目をお願いします。昨年、議会のほうでも子ども・子育てゆいまー基金の新設を了承いただきまして、基金の活用に向けて動いていたところでありまして、多くの方々から賛同いただきまして、基金、寄附金をいただいております。寄附金が約3,700万円程度、令和元年度で受け入れを見込んでおりまして、早速これを原資に令和2年度で事業を10事業予定しております、その10事業全て載せております。基金に積み立てる見込額ですが、表の下に2,338万2,000円、こちらが基金に積む予定でございます。その基金を活用しまして、令和2年度で10事業、1,336万3,000円を活用しまして、その一覧に上げている事業を展開する予定となりまして、残りの約1,000万円程度を基金に残しまして、今後の事業に活用するという予定をしておりまして、資料をつけさせていただいております。

続きまして、最後になりますが、総括表ということで途中、10枚程度めくった後に緑の…、総括表というのがあります。緑の冊子の中に総括表がありまして、めくりましたら1ページ目に事項別明細書があります。1ページ、総括（歳入）と書いてありまして、新規の項目がありますので説明させていただきます。歳入6款、法人事業税交付金、こちら前年度ゼロ、今回1,000万円程度予算計上しておりますが、これは制度改正による新規のものでございまして、消費税引き上げに伴いまして制度改正がありまして、新設される款でございます。県の法人税の一部が市町村で交付されるものでございます。市町村は、町民法人税が9.7から6.0に税率がマイナス3.7%でございまして、その減資の穴埋め、振りかえということで県のほうから、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるということでありまして、新設されたものでございます。説明は以上でございます。

○ **委員長 喜納政樹** これから質疑を行います。歳入から順にページごとに進めてまいります。歳入4ページ、5ページ。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次に進みます。6ページ、7ページ。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次に進みます。8ページ、9ページ。崎浜秀昭委員。

○ **委員 崎浜秀昭** 9ページ、施設等所在市町村調整交付金ということで、説明書を見ますと、

米軍施設があるということですが、場所と坪どれぐらいあるのか伺います。

- 委員長 喜納政樹 休憩します。 休憩（午前10時17分）
再開します。 再開（午前10時17分）
総務課長。

- 総務課長 仲宗根 章 2番、崎浜委員にご説明いたします。

基地所在地の場所と平米数でございますが、基地の所在は八重岳山頂でございます。面積が1万2,012平米です。以上、説明を終わります。

- 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。具志堅 勉委員。
- 委員 具志堅 勉 ゴルフ場利用税、ロングとショートの内訳、詳細をお願いします。
- 委員長 喜納政樹 住民課長。
- 住民課長 平安山良信 9番、具志堅委員にご説明いたします。

ゴルフ場利用税の内訳ですが、平成30年度の決算の数字でご説明させていただきたいと思えます。委員おっしゃるようショートとロングがありまして、税率が560円と400円になっております。560円のほうは4,400人、400円のほうは440人となっております。以上です。

- 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次に進みます。10ページ、11ページ。宮城達彦委員。

- 委員 宮城達彦 11ページの下の方、町営住宅使用料、その2番の滞納繰越分68万8,000円とあるんですが、これはどういう方法でこれを徴収するんですか。お願いします。

- 委員長 喜納政樹 建設課長。

- 建設課長 宮城 忠 13番、宮城委員にご説明いたします。

督促を出して、最終的には保証人に連絡して徴収するようにしています。以上です。

- 委員長 喜納政樹 宮城達彦委員。

- 委員 宮城達彦 これは督促という話ですが、どのぐらい…。例えばこの間はどのぐらい待つのですか。督促を出しても保証人のほうが、これを払ってくれる可能性はありますか。

- 委員長 喜納政樹 休憩します。 休憩（午前10時22分）
再開します。 再開（午前10時23分）
建設課長。

- 建設課長 宮城 忠 13番、宮城委員にご説明いたします。

督促を出して1カ月待って、その後、保証人に連絡を入れております。以上です。

- 委員長 喜納政樹 宮城達彦委員。

- 委員 宮城達彦 さっきも聞いたんですが、1カ月待って保証人に連絡をして、この保証人が払う、これは確実に払ってくれますか。それともまた督促を出すのか。

- 委員長 喜納政樹 建設課長。

- 建設課長 宮城 忠 13番、宮城委員にご説明いたします。

一応、1カ月後に保証人に連絡を入れて、その後、保証人からまた家主に説明して、その後に、また1カ月後、2カ月後にはまた払うような形でやっております。

○ **委員長 喜納政樹** 先ほどの説明に、住民課長のほうから訂正をしたいという旨がありましたので訂正をいたします。住民課長。

○ **住民課長 平安山良信** すみません、先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思います。

9番、具志堅委員のゴルフ場利用者の件ですが、私のメモが謝っております、この緑の冊子の9ページをごらんください。ゴルフ場利用税交付金、利用者についてでございますが、平成30年度の実績です。税率が560円のコースの課税利用者数が4万3,323人、税率が400円のほうが3,895人、計で4万7,218人となっております。訂正いたします。申しわけございませんでした。

○ **委員長 喜納政樹** 10ページ、11ページ、ほかに質疑ありませんか。崎浜秀昭委員。

○ **委員 崎浜秀昭** 11ページ、児童福祉費負担金、ファミリーサポートセンター事業というところでありますが、説明書から見ますと、平成24年度から事業開始ということで、9町村共同運営となっておりますけれども、その内容をもうちょっと具体的に説明していただきたいと思います。これはしっかり機能しているのかどうか。各市町村はどのような対応をとっているのかどうか。そこら辺、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

○ **委員長 喜納政樹** 福祉課長。

○ **福祉課長 松本一也** 2番、崎浜委員に説明いたします。

ファミリーサポートセンターの内容ということによろしいでしょうか。今、北部の8町村で実施しております。伊是名、伊平屋を除く、北部の部分になりますが、このファミリーサポートセンターの利用方法としては、例えば急な用事で子供が預かれないとなった場合、このファミリーサポートセンターに登録されている方々において、預ける方と預かる方のサポーターの登録があります。もし、急な用事とかができまして、子供がどうしても養育できないという状況の場合、サポーター会員の皆様方にマッチングをしまして、例えば本部町内にありますと、約200名近くのサポーター会員がおりますので、そういった方々に当たりまして、きょう預かってもらえないかという形で預かる方法であります。それを北部圏域でやっておりますので、例えば町内で預かれない場合でも他市町村、近隣の町村の方々にも連絡して預かれるような形でサポートしていきます。そういった流れで年間を通して活用されております。以上です。

○ **委員長 喜納政樹** 崎浜秀昭委員。

○ **委員 崎浜秀昭** サポーター、本部町では200名近くいらっしゃるということですが、具体的な実績というか、うまく機能されているかどうか、そこを聞きたいんですが。

○ **委員長 喜納政樹** 休憩します。 休 憩 (午前10時29分)

再開します。 再 開 (午前10時30分)

福祉課長。

○ **福祉課長 松本一也** 2番、崎浜委員のほうに説明いたします。

やんばる町村ファミリーサポートセンターですけれども、平成30年度の実績がございますので、

その数字で説明いたします。8町村でやっておりますので、その合計のほうから、件数としまして1,235件の利用がございます。本部町でいいますと87件の利用ございました。すみません、説明の中で8町村と申しましたが、9町村でございます。9町村の広域で実施しているものです。それと先ほど利用者の数字を200名近くと申しましたが、これは利用者の会員が、大変申しわけないんですが、利用者会員とサポート会員とがありまして、それと利用者の中にはサポーターもする方がおりまして、その合計が186名となっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 サポーター会員の皆さんは、預かるときに幾らかの手当とかはあげているんですか。

○ 委員長 喜納政樹 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 2番、崎浜委員のほうに説明いたします。

サポート会員の、利用方法にも、例えば1日預かる場合とか、あと病院などに保護者のかわりに病院受診をさせたりする場合とか、いろいろ利用の方法がありまして、それによって少額ではありますが手当はつくようになっております。負担金としては、一個人の、利用者の負担もありまして、例えば1日預ける場合は1,000円とか、利用方法によっても金額が変わってきます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 真部卓也委員。

○ 委員 真部卓也 11ページ、会館ホール使用料17万8,000円ではありますが、年間の利用数と、1回使用するに当たっての金額のほうをお伺いします。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。 休 憩 (午前10時35分)

再開します。 再 開 (午前10時37分)

総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部委員にご説明いたします。

まず使用料でございますが、入場料を徴収する場合と徴収しない場合があります。徴収する場合は2,000円、徴収しない場合は1,500円、これは1時間につきですね。冷房を使い場合は1時間につき、いずれも2,000円ということでございます。町内の、例えば学校関係者、あるいは各種団体等で全額減免という場合があります。平成30年の実績でいいますと、有償は全体で11件、無償は全体で59件になりまして、無償の場合は冷房の費用、1時間につき2,000円だけいただいて、使用料は無料となっている状況でございます。先ほど申し上げましたが、年間是有償、無償合わせまして、70回の利用が平成30年度の実績でございます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 座間味栄純委員。

○ 委員 座間味栄純 火葬場使用料について伺いたいと思います。

1件当たりの使用料金と町内、町外の割合を伺いたいと思います。

○ 委員長 喜納政樹 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 10番、座間味委員にご説明いたします。

まず最初に、火葬場の使用料です。火葬につきましては、町内の大人の場合1万5,000円、町外の大人に関しましては3万円。町内、子供の場合は1万円、町外、子供の場合は2万円となっております。件数につきましては、今回、予算に関しましては平成30年度実績で積算しております。火葬とホールの両方の許可に関しましては、町内で95件、町外で5件。火葬のみの使用に関しましては、町内で64件、町外が16件。あと少ないんですが、回送による火葬があります。それが町内、町外ともに4件となっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 店舗使用料についてお伺いします。

これは43店舗が入っているということですが、これは一律幾らと決まっているのか、それとも規模によって違うのか。それとまた、最近これは増減ですね、ふえているのか減っているのか。そこら辺をお願いします。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。 休憩（午前10時41分）

再開します。 再開（午前10時42分）

崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 質問が漏れていたところがありまして、すみません。お願いします。

店舗使用料についてですが、43店舗の店が今入っているということですが、これは一律幾らという使用料があるのか、それとも規模によって使用料が違うのか。それと店舗がふえていっているのか、減っていているのか、そこら辺をお伺いします。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 2番、崎浜委員にご説明いたします。

一律なのか規模なのかということであるんですけれども、平米当たり400円ということで一律です。規模は各店舗によって変わります、平米数ですね。店舗に対しては壁のないトタン屋根のほうで2店舗、それを合わせて43店舗です。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 答弁漏れがあります。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 申しわけありません。答弁漏れがありました。

減っているのか、ふえているのかということですが、43店舗ですね、今のところ、2月現在ですけれども、1店舗だけあいている状況で、あいたら常時募集をして入れるようにしています。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。具志堅 勉委員。

○ 委員 具志堅 勉 説明資料の14ページですが、町営団地駐車料金、謝花団地と谷茶団地、それから伊豆味団地は駐車料金を取られていないんですが、その理由の説明を求めます。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。 休憩（午前10時45分）

再開します。 再開（午前10時46分）

建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、具志堅委員にご説明いたします。

この3団地は駐車場整備という補助金を受けていないので、駐車場はないという形で、使用料

はないということです。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開します。

再開（午前10時47分）

具志堅 勉委員。

○ 委員 具志堅 勉 それと関連してですが、駐車料金は1台当たり幾らか、説明を求めます。

○ 委員長 喜納政樹 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、具志堅委員にご説明いたします。

一律1,000円でございます。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次へ進めます。12ページ、13ページ。具志堅 勉委員。

○ 委員 具志堅 勉 先ほどの件ですけれども、1,000円とお伺いしましたが、143台分、月14万3,000円掛ける12すると、171万6,000円になるんですが、この誤差は何でしょうか。説明を求めます。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。

休憩（午前10時49分）

再開します。

再開（午前10時50分）

建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、具志堅委員にご説明いたします。

これは調定額でありまして、今契約していない人もいて、入退去もありまして、実績で上げている状態であります。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次へ進めます。14ページ、15ページ。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。16ページ、17ページ。質疑ありませんか。崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 児童福祉費補助金の項目の中で、児童虐待・DV対策等総合支援事業というのがあるんですが、結構最近は児童虐待がよく言われている中で、本町としてもこういった事例があるのでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○ 委員長 喜納政樹 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 崎浜委員に説明いたします。

児童虐待とDVの事案があるかどうかということでもありますけれども、本町におきましても年間、我々が対応している案件がございます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 これは今、大きな社会問題として、これを何とか未然に防がなければいけ

ない大きな問題だと思って、最悪の状況にならないために最善を尽くしていただけたらと思います。具体的にはどういった活動をしているのでしょうか、伺います。

○ 委員長 喜納政樹 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 2番、崎浜委員に説明いたします。

その事案につきましては、本部町児童対策連絡協議会という協議会がございまして、個別的な会議などもございますが、せんだって3月何日でしたか、日付はあれですけれども、この協議会におきましてはいろんな関係機関が連携してやっております。その関係機関と申しますと、警察、北部保健所、児童福祉の支援員などが加入している委員会でありますけれども、それを年間何度か開催しまして、その事案に対しての対応を行っているところであります。

○ 委員長 喜納政樹 小橋川 健委員。

○ 委員 小橋川 健 保健衛生費補助金、(2)感染症予防事業費等補助金、説明のところでは風しん抗体検査についての項目と書かれておりますが、本町としてこの風しんを受ける対象の子供たちの数を把握して、実際受けた子供がその中の何%か、そういうものまで把握しているのかどうか、お聞きしたいんですが。

○ 委員長 喜納政樹 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 5番、小橋川委員にご説明いたします。

この歳入の補助金につきましては、成人男性を対象とした、昨年から3年間の期限の中で39歳から56歳までの男性に対して予防接種法に基づく定期接種の対象にしているものです。抗体検査を受けて、その抗体が低いとなった場合にはさらに接種のほうまで打てることになるということを実施されている事業に対する補助金でございます。その対象が、今年度が1年目となりますが、1年目の対象が昭和47年4月1日から、昭和54年4月1日生まれというふうに区切られておりまして、対象者が535名、次年度、令和2年度につきましては昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までの年齢の方で、対象者が442名となっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。18ページ、19ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。

休憩します。

休 憩 (午前11時00分)

再開します。

再 開 (午前11時08分)

歳入20ページ、21ページから続けてまいります。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。22ページ、23ページ。宮城達彦委員。

○ 委員 宮城達彦 23ページが一番上、小さな拠点づくり推進事業補助金、これは県のほうが新規で100%となっておりますが、これは弱者のための車両購入と説明がありますが、運転手は

どういうふうには募集するんですか。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、宮城委員にご説明いたします。

乗用車…、軽自動車ですね、販売車については、今、山城豆腐店のほうに委託をしようかという事で県のほうともつばら詰めている状況であります。品物関係も、山城豆腐店とかりゆし市場、その辺も詰めている状況で、実際はそれでやっていこうかという状況であります。

○ 委員長 喜納政樹 宮城達彦委員。

○ 委員 宮城達彦 再度聞きます。

これは運転手ですよね。運転手がいないと弱者は運転できないわけじゃないですか。これは山城豆腐店とかりゆし市場のほうから運転手を募集して任せるということですか。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 運転手のほうも山城豆腐店から出すということです。

○ 委員長 喜納政樹 宮城達彦委員。

○ 委員 宮城達彦 じゃあ、これは本部の行政区みんな対象ですよ。こういう連絡があれば山城豆腐店からその行政区に迎えに行くということですか。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、宮城委員にご説明いたします。

回るところは、去年、一昨年、各字のほうとも詰めていて、どこに寄ったらよいかということで、その辺も詰めておまして、必要ないという字も中にはおまして、その辺まだ調整中ではありますので、もし必要だということがあればその辺も寄れるようにやっていきたいと思えます。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 今、ちょうど宮城委員が質疑した件ですが、これは移動販売車を購入するということですが、移動販売は民間でやっている方もいますし、そういう民間の事業者との調整はどういうふうにしますか。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅委員にご説明いたします。

他の移動販売のほうとバッティングしないかということで、今コープおきなわが国頭、東、大宜味、今帰仁村までは回っている。本部町自体は今コープに入っていないなくて、字からの要望があって、現在、その拠点づくりという形で行っている状況であります。ほかの業者が入っているということをお聞きしたことがないものですから、今はコープのほう国頭、東、大宜味、今帰仁村等は回っているということをお聞きしています。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 コープもときどき来ますけれども、町内の業者です。町内の事業者が2件ありますけれども、結構備瀬の地域に来られるんです、朝早く。納品しながら一般家庭にも注文があれば持ってこられますし、そういう事業者との調整をちゃんとしておかないと、後で問題

になるんじゃないかなと思いますけれども。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。 休憩（午前11時15分）

再開します。 再開（午前11時17分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅委員にご説明いたします。

移動販売をしている町内業者が2者いるということではありますが、品物がバッティングしないような形で2業者と調整しながらやっていきたいと思います。

○ 委員長 喜納政樹 伊良波 勤委員。

○ 委員 伊良波 勤 今の買い物支援の件に、私のほうから触れさせてください。

私も一般質問の中で買い物支援ということは、何回もお願いしてきたところですが、今、具志堅委員も言われたように、競争という部分でも出てくると思うんですけれども、ある程度こういうものは競争もしながらよりいいサービスができると思っていますので、町があまりこれをああしなさい、こうしなさいというのはどうかと。どんどん積極的に、2者あるのか3者なのかわからないですけれども、それぞれお互いで調整しながら切磋琢磨するのも町民にとってはいいサービスができるんじゃないかと思います。一般質問の中でも、私は具志堅にも1軒しかお店がないというところだったんですけれども、最近、閉めてないと。お隣の新里区や上本部地区も結構閉めているところがあるので、これはどんどん積極的にやっていただきたいと思います。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

質疑がないようですので、次に進みます。24ページ、25ページ。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次に進みます。26ページ、27ページ。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

次に進みます。28ページ、29ページ。具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 真ん中のほうの海岸浄化委託金、（1）本部町海岸海浜地域浄化業務委託金、これは何に使うんですか。

○ 委員長 喜納政樹 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅委員にご説明いたします。

これは北部土木事務所から委託を受けて、具志堅、備瀬、塩川の3カ所の青年団協会に委託している事業であります。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 これは海岸の漂着ごみのボランティアへの支援金ということですか。

○ 委員長 喜納政樹 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅委員にご説明いたします。

これはボランティアではなくて、青年団に委託をしているということでございます。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。30ページ、31ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。32ページ、33ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

質疑がないようですので、次へ進めます。34ページ、35ページ。

(「進行」と言う者あり)

質疑がないようですので、次へ進めます。36ページ、37ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。38ページ、39ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで歳入を終わります。

続きまして、歳出40ページ、41ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。42ページ、43ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。44ページ、45ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。46ページ、47ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。48ページ、49ページ。質疑ありませんか。真部卓也委員。

○ 委員 真部卓也 こころ豊かなわがまちづくり推進事業補助金というところですが、説明では行政区5団体に50万円、町内任意団体3団体に20万円の補助があるということですが、任意団体というのはどこまでの団体、区の青年会とかもそういうものに入るのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 委員長 喜納政樹 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部委員にご説明いたします。

任意の団体、今年度、令和2年度から新規に地域の活性化につながる事業を提案いただいて、活動してほしいという思いもありまして、今回新たに任意団体を追加したところでございますが、任意団体につきましては、青年会、婦人会、消防団と企業の法人以外で地域の活動、あるいは町全体でやっている活動、行政区単位でさらに小さい活動、例えば子供会とかですね、任意の団体で幅広く枠を広げたいと思っておりまして、町内で、企業でない団体、ボランティア団体も含めて。例えばこの事業があるので新たに任意の団体を立ち上げることもあろうかと思っておりますので、

その団体も対象になると考えておりますので、幅広く地域活動で行う団体ということを想定しております。

○ 委員長 喜納政樹 真部卓也委員。

○ 委員 真部卓也 ちょっと確認ですが、行政区のほうでこの補助金をとった場合、違い任意団体でも取れるということでの了解でよろしいでしょうか。

○ 委員長 喜納政樹 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 例えばある行政区全体で対象になりましたと。その中にある行政区の、さらに任意団体が対象になりましたというのは想定されます。行政区がとったのでその任意団体は対象から外れるというのは想定しておりません。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。50ページ、51ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。52ページ、53ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。54ページ、55ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。56ページ、57ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。58ページ、59ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。60ページ、61ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。62ページ、63ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。64ページ、65ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。66ページ、67ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。68ページ、69ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。70ページ、71ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。72ページ、73ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。74ページ、75ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。76ページ、77ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。78ページ、79ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。80ページ、81ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。82ページ、83ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。84ページ、85ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。86ページ、87ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。88ページ、89ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。90ページ、91ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。92ページ、93ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。94ページ、95ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。96ページ、97ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。98ページ、99ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。100ページ、101ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。102ページ、103ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。104ページ、105ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。106ページ、107ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。108ページ、109ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。110ページ、111ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。112ページ、113ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。114ページ、115ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。116ページ、117ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。118ページ、119ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。120ページ、121ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。122ページ、123ページ。

(「進行」と言う者あり)

124ページ、125ページ。

(「進行」と言う者あり)

126ページ、127ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。128ページ、129ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。130ページ、131ページ。具志堅 勉委員。

○ **委員 具志堅 勉** すみません、ちょっと戻るんですけども、121ページ、委託料。清掃車運搬委託料、これ以前は、たしか1台月40万円の12カ月480万円、それ掛ける3、1,440万円だったと思うんですけども、どのように変化したのか説明を求めます。

○ **委員長 喜納政樹** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 9番、具志堅委員に説明いたします。

ごみ清掃車運搬委託料につきましては、町内で発生する家庭ごみの収集運搬の委託業務となっております。委員おっしゃるとおり、今までは月40万円、一昨年までは個人への委託として40万円で補助員をつけてということで、条件のもとに委託をしておりましたが、今年度より一部区域については法人への委託となっております。その際に、法人税関係の加算ですとか、あとは作業体制につきましても要望がありまして、2名体制でずっと進めてはいたんですが、どうしても安全面の確保ですとか、あと年間週1回の休みと、年末年始の3日の休みで、それ以外はずっと勤務することとなっております。その際に交代要員ですとか、先ほども言いました安全性の確保等を考えますと、どうしても3名体制での収集が必要だということで、一昨年ぐらい前からずっと

協議等を重ねてまいりました。次年度からは全コース、法人への委託となりますことから、その辺の体制等を含めて委託料を見直しているところです。積算につきましては、町の作業員の日当をもとに積み上げて計算しているところであります。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅 勉委員。

○ 委員 具志堅 勉 今現在、2者は法人、1者は個人とっておりますが、もう1者法人は存在するのでしょうか。それから今、募集もかけているのでしょうか、説明を求めます。

○ 委員長 喜納政樹 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 9番、具志堅委員にご説明いたします。

次年度3コースにつきましては1者が2コース、もう1者で1コースを作業することになっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 131ページの農林水産物販売促進費というのは、これはどこで使われますか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

これは200万円のところでよろしいでしょうか。これは町が現在力を入れているシークワサーであるとか、かりゆしゴールドとか、あと季節の産品等が出たときにフェアをしたり、町内外にピーアールするときにお出しするときの販促費となっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀進委員。

○ 委員 崎浜秀進 委託料、さとうきび中間苗ほ、これの品種名と面積。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。 休 憩 (午前11時49分)

再開します。 再 開 (午前11時50分)

農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 14番、崎浜委員にご説明いたします。

サトウキビの品種と面積ですが、品種については農家のご希望に添った形でお渡ししております。品種としては8号、28号、29号が品種となっております。面積については、夏植えで10アール、春植えで10アールを予定しております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀進委員。

○ 委員 崎浜秀進 8号、28号…。今どうしてこれを質疑したかということ、各地域ほとんど、本部町内の土壌の質が変わるんだけど、8号、28号で対応できるのかということ。例えば崎本部と旧上本部の土質が違いますよね。そういう土壌の関係があるから8号と28号、これは農林28号かな、8号かな。そういうことがあるのでよく気をつけて品種の配付はしてもらいたいというのが1点。こんなに中間苗圃が減ったのか、やはり本部町はキビ作、植えつける人達が減ってきたのかなという気がするわけだけでも、地域分散して苗の、中間苗圃を設置してもらいたい。崎本部から旧上本部まで行ってとるというのも大変だし、やはり農家の希望があれば各地域分散

して中間苗圃を設置していただきたいと思っています。この8号、28号、町内全域に土壌として向くのかどうか、そこら辺のことがわかったらどうぞ。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。 休 憩（午前11時52分）

再開します。 再 開（午前11時54分）

農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 14番、崎浜委員にご説明いたします。

正式名称ですけれども、農林8号、農林28号、農林29号という形になります。町内、今多いのが農林8号という形なんですけれども、JAの指導員とも一緒に土壌分析しながら町に合った形のサトウキビ、今おっしゃっているように8号以外のものがないのではないかというご指摘もあるんですけれども、それも踏まえて、今後、切りかえのほうも検討していきたいと考えております。あと町内全域に対しての中間圃場という形のご指摘もあるんですけれども、それも受け入れてくれる農家と調整しながらこれから判断していきたいと考えております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 伊良波 勤委員。

○ 委員 伊良波 勤 131ページの一歩下、農水産業担い手支援住宅実施設計業務委託料とあります。この場合、農業する方への住宅だと思いますが、その際、どういった形で選ぶのか、新規就農者なのか。あるいは現在農業されている方。例えば農業もいろいろ道具を使いますから、道具置き場の設計なども含まれていると思いますけれども、どういった形の方を選ぶのかお答えください。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 6番、伊良波委員にご説明いたします。

この事業、我々担い手の確保という意味でこの住宅を建設する予定をしておりますので、これから応募についても検討していくんですけれども、できるだけ新規の方を考えているところです。農水産業の担い手ということで、作業室も設置した形で、家の横に作業室がある形で、それで合計30坪程度の戸建てを考えているところでございます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 ちょうど今、農水産業担い手支援住宅の委託料の件ですけれども、この戸建ては1戸だけですか。複数戸つくる予定がありますか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

これは、戸は先ほど1戸で説明したんですけれども、やはり担い手の方、何人か一緒にいたほうがいろいろ相談しながら営農に励みやすいということも我々考えておりまして、現在、計画では4戸考えているところでございます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 これ農水産業となっていますけれども、漁業従事者の方も利用できるというこの理解でよろしいですか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

今回、この計画自体、平成31年度、令和元年度に計画を立てているんですけども、第一次産業担い手ということで農水産業という位置づけで計画しているところがございます。今後、用地を購入して建てるんですけども、その際には、今要望があるのは、農家の方の要望が強いものですから、今考えているのは農家の戸建てを考えています。後々は漁業の方の、新規就農の方の手配もできるのであれば、予算に応じて検討していきたいと考えております。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

続きまして、132ページ、133ページですが、ここで休憩したいと思います。

休憩します。

休 憩 (午前11時59分)

再開します。

再 開 (午後1時30分)

午前中に引き続き、歳出132ページ、133ページから進めてまいります。崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 本部町農業次世代人材投資資金とありますが、これは説明書を見ますと、新規就農者の育成を図るためにとあります。それは毎年同じ額の補助があるのか。それとも経営努力において、ある程度成功して、補助金を必要としなかった人も今までののかどうか。

それと園芸農業防災施設整備事業補助金ですが、台風対策用のハウスの施設を導入するということですが、このハウスは台風対策用ということですが、これはどのようなものなのか、パイプなのか鉄筋、鉄骨造なのか。それと何棟計画されているのか伺います。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 2番、崎浜委員にご説明いたします。

本部町農業次世代人材投資資金2,050万円ですけども、1人年間150万円を最大5年間給付する事業となっております。所得が上がるにつれて減額の対象になるんですけども、ほとんどの方は5年間150万円を受けとっている状況となっております。

それから園芸農業防災施設整備事業補助金ですけども、台風に強いということでパイプハウスを毎年3戸の農家が建設しております。台風に強いということで風速50メートルに耐えられるような構造計算のもと施設を整備している状況にあります。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 次世代人材育成の件についてですが、5年間この150万円、全額受けとったということは、やはり経営的には成功しなかったというんでしょうか、そういった感じになっていると思うんです。やはりそれは補助金を生かすために、そういった方々がいつまでも補助金頼りになるということは決していいことではありません。そこら辺、経営努力を促しながら、自立できるような方向で指導もしていただけたらと思います。そういう状況だと、みんな補助金、補助金ということで補助金を頼りにしてきてやるということは、あまりいいことではないんじゃないかなという感じがいたします。そういうことで育成において、さらなる再考を促したいんで

すが、いかがでしょうか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 2番、崎浜委員にご説明いたします。

この次世代人材投資資金が終わって後も、そのまま離農するわけではなくて、続けている農家のほうが大半です。この負担金、補助金の中にもあるんですけども、本部町青年農業者の会というのを立ち上げておまして、その中にこの交付金を使った方たちは入ってもらう形をとっておまして、そのネットワークをもとにいろいろな情報交換をしながら営農につなげていっている現状がございます。我々としてもその辺のことを支援しながら、いろんな事業をかみ合わせながら後継者が自立できるような形を今後とも続けていきたいと考えております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 ハウスの件についてですが、パイプハウス3戸つくるということですが、沖縄では台風対策として、果たしてパイプハウスでもつかないと。台風が来たときにはビニールハウス、みんな切ったりして、潰されないようにということでやっていると思うんですが、台風が来たときにはもてるぐらいの鉄骨造とかにしたらいかがかと思うんですが、これは予算上大変だと思います。そこら辺どうでしょうか、台風対策として。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 2番、崎浜委員にご説明いたします。

この事業はことしからではなくて、何年も前からやっている事業で、実際台風にももっているハウスとなっていますので、このパイプハウスで強度は十分耐えられていると考えております。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅 勉委員。

○ 委員 具志堅 勉 先ほどの崎浜委員と一緒にすけれども、次世代人材投資資金について伺います。

昨年度までは、たしか45歳未満ということで、青年就農という名称だったと思います。50歳未満に引き上げた理由と、それから私の記憶では5年間継続ということで記憶しております。例えば44歳で1年間150万円いただいてですね、その後、改正される前に二、三年途絶えている方はあと4カ年可能なのか、継続して5カ年なのか、その辺を求めます。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 9番、具志堅委員にご説明いたします。

45歳から50歳に引き上げられた経緯ですけれども、団塊世代のジュニアが45歳から50歳の間に多いものですから、それも踏まえて、あと会社を、サラリーマンをやめてそこに行くという方もおられるので、その辺をターゲットに50歳まで引き上げられております。これ5年間というのは、始める年齢が50歳未満という形になりますので、49歳から始められたら54歳までもらえるという形になっております。以前の青年給付金も44歳から始めたら5年間もらえる形になっておりました。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 座間味栄純委員。

○ 委員 座間味栄純 鳥獣被害の件で伺います。

カラスの捕獲2,500羽目標ということですが、去年の実績を教えてください。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 10番、座間味委員にご説明いたします。

平成30年度実績で2,400羽捕獲しております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 比嘉由具委員。

○ 委員 比嘉由具 農林水産業担い手支援住宅、さっきのページで4名の方をとっていますけれども、これは同じ敷地一つにまとめた、今回取得する用地ですか。それとも1世帯の用地ですか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 3番、比嘉委員にご説明いたします。

今、4戸計画していますが、2戸、2戸にするのか、4戸一緒にするのか、それも踏まえてことし検討しながら進めていきたいと考えております。

○ 委員長 喜納政樹 比嘉由具委員。

○ 委員 比嘉由具 ことし取得する用地には、まだ4戸一つにするのを決めていないということですか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 まだ決定はしていないものですから、検討の段階ではまだ決定はしていません。一つにするかというのは決定していません。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。宮城達彦委員。

○ 委員 宮城達彦 133ページの下の方、本部町耕作放棄地対策補助事業、10アール2万円の計上をされておりますが、これは耕作されていない土地の対象ですが、何を見てこれを対象とするのか。例えばススキとか、いろいろありますよね。これに対して、この高さとか、制限とか、こういうものがあるかどうか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 13番、宮城委員にご説明いたします。

この事業ですね、農地を確保したいという事業なものですから、高さとか制限はなくて、この土地が全体的に繁茂している状態で、機械を加えたり、伐根したり、整地したら畑として使える状態であればこの事業の対象となります。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 宮城達彦委員。

○ 委員 宮城達彦 今、みんな高齢化が進んでいますよね。ほとんど放置状態にあります。私たちの瀬底も放置が多くて、じゃあ、要するにこの畑を利用する方がいれば、これを適用するということですか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 13番、宮城委員にご説明いたします。

自分の畑ではなくて、人がお借りするという場合であれば、それは対象になります。ただ、金額に制限があるものですから、予算に制限があるものですから、予算に達し次第、その年は打ち切りという形になるんですけれども、そういう形で現在進めております。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。134ページ、135ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。136ページ、137ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。138ページ、139ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。140ページ、141ページ。仲宗根須磨子委員。

○ 委員 仲宗根須磨子 141ページの、沖縄県漁港漁場協会分担金というものがあるんですけれども、この内容説明を見てみると、漁業施設及び水産業施設に関する調査研究を行い、その整備を促進することにより、漁業者の生活の安定向上を図るとあります。この漁業施設というのは、海上も含まれるんでしょうか。海のほうを指しているんでしょうか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 8番、仲宗根委員にご説明いたします。

この分担金の内容ですけれども、漁協施設というのが、こちらでいうと浜崎漁港とか新里漁港があるんですけれども、あちらの施設と、あと海上にパヤオといって浮き…、魚が集まる場所があるんですけれども、それを含めてのものとなっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 仲宗根須磨子委員。

○ 委員 仲宗根須磨子 じゃあ、漁港施設とパヤオ以外の海上とかは含まれないということですか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 8番、仲宗根委員にご説明いたします。

海上については、パヤオだけのものとなっております。

○ 委員長 喜納政樹 仲宗根須磨子委員。

○ 委員 仲宗根須磨子 なぜこの質問をしたのかといいますと、今、塩川の沖に運搬船がいっぱい浮かんでおりますね、停泊しております。その停泊している運搬船は操業するのが月一、二回とか、あるいは全く操業しない船も停泊しているわけです。その船がいかりを下ろしてそこにいることによって、海底が削られて、その辺の漁場、近くの漁民たちから漁獲高が減ったとか、そういう苦情が出てきているということで、海上で停泊している船とかが、近くの漁民に及ぼす影響に関しては、どこがどんなふうに保証するかと思ひまして、今、この質問をしておりますが、いかがでしょうか、その辺は。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 8番、仲宗根委員にご説明いたします。

ご質疑の、この分担金の件については、パヤオと漁港のみの扱いになりますので、今のご質疑にはこちらではお答えできません。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。142ページ、143ページ。真部卓也委員。

○ 委員 真部卓也 143ページ、負担金、補助及び交付金の中で、カツオ、モズク、オニヒトデとありますが、モズク養殖、網の購入補助金とあるんですが、今現在、本部町はモズクの養殖はどれぐらい上がっているのか伺いたいと思います。

○ 委員長 喜納政樹 休憩します。

休 憩 (午後1時48分)

再開します。

再 開 (午後1時55分)

農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 1番、真部議員にご説明いたします。

モズクの養殖の実績ですけれども、平成30年度決算で67トン、5経営体が運営しております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 真部卓也委員。

○ 委員 真部卓也 67トンということで、これが多いのか少ないのか、ちょっと私も専門家ではないのでわからないのですが、やっぱり今モズクの需要も高まっているということもあって、こういった補助金をどんどん活用して行って、モズクの収穫量を上げるというのは必要なことだと思います。あと、ほかのオニヒトデ駆除補助金等に対しても、やっぱり本部町の海はすごい環境であると思っております。観光客がダイビングする等に当たって経済の発展の中心ともなるような場所になると思いますので、この補助金等が今後上がるような可能性というのはないのでしょうか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 1番、真部委員にご説明いたします。

モズクの生産量については、ピーク時と比べると大分減っている現状がございます。それが海流の問題なのか、日照等、いろいろな問題も考えられるんですけれども、それも踏まえて、漁協と調整しながら今後進めていこうと思います。先ほど再質疑に出た補助金の増額については、担当課としてもその実情を踏まえて、町内全体の予算の範囲内でアップにつながるように行動を起こしていきたいと考えております。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 カツオ産地活性化事業補助金、説明書の中で2番目ですが、カツオ漁導入事業費の補助ということで、先進地から講師を招聘し、漁法の導入を図るということをやっていますが、カツオの先進地から講師を招聘ということはどこから招聘しているのか。それとこの先

進地の漁法と本部町の今やっている漁法が合致するものであるのか。そしてまた招聘してその効果はあったのかどうか、そこら辺を伺います。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 2番、崎浜委員にご説明いたします。

カツオ漁の新しい漁法の導入なんですけれども、取り入れているのが和歌山県の串本というところなんですけれども、向こうのほうがカツオをブランド化して、血抜きとか鮮度を保持したまま大阪、大手のほうに出しているということをお聞きして、向こうのほうから今いろいろ学んでいるところがございます。内容としては、これまで本部町は一本釣りが中心だったんですけれども、餌の問題等がありまして、その串本でやっているのは餌が要らない、疑似餌を使った漁法となっております。ただ、その船の、疑似餌をつける竿の出し方とか、船のスピードとか、いろいろ細かな調整が必要になってきて、それは肌感覚でしかわからないものですから、それで串本の漁師に来てもらって習おうということで、これは令和元年度から始めている事業となっております。令和元年度ですね、ことし夏ごろ、こちらの漁民が実際向こうに行って、その漁法を学んできて、今回こちらに来てもらって習おうということだったんですけれども、日程がかみ合わずに年度末3月ぎりぎりに来られるかどうかということで、今、話を進めているところです。それを継続してやっていくことによって、新たなカツオ漁の、町のカツオのブランド化も図れるかと思いますので、効果というのはこれから出てくる予定となっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 同じくカツオのことですけれども、このカツオ関連商品の製造補助というのは、鰹節ですか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

加工品ですけれども、削り節として花鰹というブランドで売っているものがございます。それから削り粉、粉となまり節、この3点が加工されている状況でございます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 具志堅正英委員。

○ 委員 具志堅正英 この原料は、地元産ですか。それともどこからか購入していますか。

○ 委員長 喜納政樹 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

本部町で捕れたカツオというのは大変人気があって、そのまま刺身で販売されているものから、この原料自体は鹿児島島の枕崎から購入している現状がございます。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。144ページ、145ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。146ページ、147ページ。小橋川 健委員。

○ 委員 小橋川 健 メイドイン・もとぶ産品成長産業化推進事業補助金とありますが、説明のところでは本町の特産品やこれまで開発されてきた特産品を町内消費をとめることなく、県内外での消費展開につなげ、町の一次、二次産業を成長産業へと押し上げていくことを目的に本事業を実施するとありますが、具体的にどういうことをやられているかお聞きしたいんですが。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 5番、小橋川委員にご説明いたします。

主に特産品の販売やピーアールの支援員ですね、支援員を配置してピーアールや販売を行っております。実際、記念公園などのハイサイプラザで土曜、日曜とかに販売、展示をしたり、あとは本土での展示、販売も行っている状況であります。

○ 委員長 喜納政樹 小橋川 健委員。

○ 委員 小橋川 健 ご説明いただいたんですが、町外のものに関してはお話も聞いていたり、自分の耳にも入ったりして、やって展開しているのは聞いているんですが、本当に肌感覚で、町民に対して、例えば新しい商品ができたとしても、ちょっと周知が少し足りないのではないかと思います、できるなら町内の、例えば町広報誌とまではいわないですけども、何か町民の目に触れるところでこうやって新商品ができましたよ、買ってくださいみたいな感じの広報が必要ではないかと感じていますので、ぜひ予算をとってやっていただいているので、この辺も考慮に入れながらやっていただきたいと思います。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 さくら祭り出店支援補助金とありますが、テナント出店を支援するということになっておりますが、テナントを出店する人たちはこっちから支援するのか、それとも向こうから出店料を出してやっているのか、それと何件ぐらいの出店があるのか。こういったさくら祭りの期間中、たくさんのテナントを出店させて商売している方々に利益を得ていただけるという形での持って行き方はないのか、現に出店しているテナントが少ないような感じがするんですけども、商売している方々にもうちょっと商売できるような感じの形はとれないものなのかどうか、そこら辺をお伺いします。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 2番、崎浜委員にご説明いたします。

出店料金、出店する店のほうから出店料をいただきまして、その9割を補助するという事業であります。その補助も町内の店、町内にあります店を補助するということでもあります。これは41回八重岳桜まつりのときに補助した業者は6業者、全体の出店業者が13業者おりました。出店が少ないということも先ほど崎浜委員からありましたが、少ないということで役場としても補助をしようということで商工会、観光協会にも呼びかけはしているんですけども、出店される方がなかなかいないということで、何か話を聞くと出店するのに、設備費用が結構かかるということで、その辺の話もよく耳にします。

○ 委員長 喜納政樹 崎浜秀昭委員。

○ **委員 崎浜秀昭** 出店する方々が少ないという状況ですが、これは本土の桜まつりを見ても出店している場所は、すく桜の下の方に店を構えて、通りすがりの人たちに飲食を提供している形がほとんどだと思いますが、お互いのところは会場の方向に集中している部分がありまして、本当に商売するんでしたら、この期間中、この桜の通りを歩く方々を対象にやらなければ、奥まったところの会場に行く人はなかなかいないと思うんです。そこら辺、商売している人たちの観点から見て、この出店の考え方を改めたほうがいいんじゃないかと思います。そういった出店する人たちから出店料を取るというだけでもこっちの収入も多くなるんじゃないかと思います。そしてまた出店した人たちも儲かるという形で、商売をしている人たちの観点から物事を見て募集したらたくさん来るんじゃないかと思いますが、そういったところはどうでしょうか。

○ **委員長 喜納政樹** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 崎浜委員にご説明いたします。

場所の観点からですけれども、設備ですね、水道や排水関係が出てくるのもあるものですから、以前、管理棟から公園向けにもやってはいたんですけれども、あれは桜を痛めるということで、奥のほうで今出店はしているんですけれども、この場所でやるとまた設備関係にも金がかかるといって、あと出店業者のほうにもいろいろ意見を聞いてやっているんですが、今のほうがベターだということを出店業者のほうはそう話をしています。土曜、日曜は舞台のほうで出し物があるものですから、どうしても舞台のほうに集まるということ、出店業者はそのほうが良いということ、話を聞いております。

○ **委員長 喜納政樹** 崎浜秀昭委員。

○ **委員 崎浜秀昭** 土曜、日曜日の催し物があったときにはあそこに集まっていくんだと思いますが、これはわずか限られた時間じゃないですか。毎日観光客が来て、桜並木を行き来する。じゃあ、行事がなかったときには向こうに行かないわけですか。結局は向こうで商売ができないということ、その期間中、全ての日にちにおいて商売ができるということが条件になると思います。だからさっきテナントを出す人たちがこういうほうが良いんじゃないかとおっしゃったと言うんですが、私は出店したいけどできないという人たちの声も中にはあると思うんです。そこら辺を拾い上げて、いかに商売ができるかというところを考えていただかないと。これは、なんと言いますか、すごい賑わいができるかできないかの問題じゃないかと思うんです。そこら辺、再度また考えていい方向に持っていけるように検討もしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ **委員長 喜納政樹** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 2番、崎浜委員にご説明いたします。

崎浜委員の言うとおりに、出店がいっぱいあったほうが祭りも盛り上がると思いますので、次年度以降、出店をされる方々と検討しながらやっていきたいと思っています。

○ **委員長 喜納政樹** ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。148ページ、149ページ。崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 伝統興行観光化事業用地費として計上されていますが、その説明をお願いします。

○ 委員長 喜納政樹 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 2番、崎浜委員にご説明いたします。

伝統興行観光の用地費に関してですけれども、説明資料の175と176に説明資料はありますが、多目的イベント広場、闘牛場のほうの駐車場の整備をしようということで用地費として上げているところであります。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

150ページ、151ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。152ページ、153ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。154ページ、155ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。156ページ、157ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。158ページ、159ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。160ページ、161ページ。

(「進行」と言う者あり)

162ページ、163ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。164ページ、165ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。166ページ、167ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。168ページ、169ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。170ページ、171ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。172ページ、173ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。174ページ、175ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。176ページ、177ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。178ページ、179ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。180ページ、181ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。182ページ、183ページ。松川秀清委員。

○ **委員 松川秀清** チャレンジ塾、ことし金額を上げてしっかり支援しようとしていますけれども、前年度との差額をお願いします。

○ **委員長 喜納政樹** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 11番、松川委員にご説明いたします。

前年度との差額は980万円増額となっております。以上です。

○ **委員長 喜納政樹** ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。184ページ、185ページ。

(「進行」と言う者あり)

186ページ、187ページ。

(「進行」と言う者あり)

188ページ、189ページ。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。190ページ、191ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。192ページ、193ページ。松川秀清委員。

○ **委員 松川秀清** スクールバスの乗降の使用料、賃貸ですね、スペースはどれだけの大きさでしょうか。

○ **委員長 喜納政樹** 休憩します。

休 憩 (午後2時20分)

再開します。

再 開 (午後2時31分)

教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 11番、松川委員にご説明します。

場所は、本部町字北里1342の1番地で、面積が1,727平米の土地を借地しております。以上です。

○ **委員長 喜納政樹** ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。194ページ、195ページ。崎浜秀昭委員。

○ 委員 崎浜秀昭 報償費についてお聞きします。

プール監視人謝金と心の教室相談員謝礼金とありますが、プール監視となりますと、今プールは学校にありますか。中学校ですか。監視人は外部からお願いしているのか。それと心の相談員とはどういったものかということでごちゃっとお伺いします。

○ 委員長 喜納政樹 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 2番、崎浜委員にご説明します。

まず、プール監視人謝金ですが、プールは本部中学校のほうに現在プールがございますので、外部の人材を活用して監視をしていただいているということと、心の教室相談員ですが、説明資料にありますように、不登校や生活環境の問題を抱えている児童生徒に対する相談を行うということで、本部中学に相談員が行くことになっております。以上です。

○ 委員長 喜納政樹 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。196ページ、197ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

198ページ、199ページ。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。200ページ、201ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。202ページ、203ページ。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。204ページ、205ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。206ページ、207ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。208ページ、209ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。210ページ、211ページ。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。212ページ、213ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。214ページ、215ページ。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。216ページ、217ページ。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。218ページ、219ページ。

(「進行」と言う者あり)

220ページ、221ページ。

(「進行」と言う者あり)

222ページ、223ページ。

(「進行」と言う者あり)

224ページ、225ページ。

(「進行」と言う者あり)

226ページ、227ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

228ページ、229ページ。

(「進行」と言う者あり)

230ページ、231ページ。

(「進行」と言う者あり)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算についてをお諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第23号 本部町令和2年度本部町一般会計予算は、原案のとおり決定するものとします。

日程第2. 議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。本案について説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 議案第24号 令和2年度国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

黄色の冊子を準備してください。表紙から2枚めくったページをお開きください。令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算。令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,296万7,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。令和

2年3月10日、本部町長 平良武康。

4枚めくりまして、歳入歳出予算事項別明細書の総括表のページをお開きください。令和2年度の国民健康保険特別会計の予算額につきましては、歳入歳出総額で19億6,296万7,000円となっており、ほぼ前年度と同額となっております。

歳入歳出のうち、主な増減について説明いたします。下の表、歳出をごらんください。歳出、2款保険給付費につきましては、過去3年間の医療費の状況により積算いたしますが、平成30年度に医療費が下がった時期がありました。その影響で減額となっております。それに伴いまして、歳入6款県支出金のうち、保険給付費交付金の部分が減額となっております。

次に歳出、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体の医療費が増加している状況にあります。それに伴い市町村当たりの納付金につきましても増加している状況となっております。

次に上の表、歳入10款繰入金の増額につきましては、法定外繰入3,599万9,000円の計上による増額となっております。以上で説明を終わります。

○ 委員長 喜納政樹 これから質疑を行います。歳入から順にページごとに進めてまいります。歳入を開いていただき、2ページ、3ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。4ページ、5ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

6ページ、7ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

8ページ、9ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

10ページ、11ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

12ページ、13ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

14ページ、15ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは歳出16ページ、17ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

18ページ、19ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

20ページ、21ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

22ページ、23ページ。

(「進行」と言う者あり)

24ページ、25ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

26ページ、27ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

28ページ、29ページ。

(「進行」と言う者あり)

30ページ、31ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次へ進めます。32ページ、33ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

34ページ、35ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

36ページ、37ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

38ページ、39ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

40ページ、41ページ。

(「進行」と言う者あり)

42ページ、43ページ。

(「進行」と言う者あり)

44ページ、45ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

46ページ、47ページ。

(「進行」と言う者あり)

48ページ、49ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

50ページ、51ページ。

(「進行」と言う者あり)

52ページ、53ページ。

(「進行」と言う者あり)

54ページ、55ページ。

(「進行」と言う者あり)

56ページ、57ページ。

(「進行」と言う者あり)

58ページ、59ページ。

(「進行」と言う者あり)

60ページ、61ページ。

(「進行」と言う者あり)

62ページ、63ページ。

(「進行」と言う者あり)

64ページ、65ページ。

(「進行」と言う者あり)

66ページ、67ページ。

(「進行」と言う者あり)

68ページ、69ページ。

(「進行」と言う者あり)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算についてをお諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決定するものとします。

日程第3. 議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

ピンクの冊子を準備してください。2枚めくったページをお開きください。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,944万7,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。令和2年3月10日、本部町長 平良武康。

3枚めくりまして、歳入歳出予算事項別明細書の総括表のページをお開きください。主な増減について説明いたします。令和2年度につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,944万7,000円で、前年度比較で1,039万3,000円の増額となっております。

主な増減につきましては、上の表、歳入1款後期高齢者医療保険料で1,094万5,000円の増と

なっております。

またそれに伴いまして、歳出の部分、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても増額となっております。以上で説明を終わります。

○ **委員長 喜納政樹** これから質疑を行います。歳入から順にページごとに進めてまいります。歳入2ページ、3ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

次に進みます。4ページ、5ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは歳出6ページ、7ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

8ページ、9ページ。

(「進行」と言う者あり)

10ページ、11ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

12ページ、13ページ。

(「進行」と言う者あり)

14ページ、15ページ。

(「進行」と言う者あり)

16ページ、17ページ。

(「進行」と言う者あり)

18ページ、19ページ。

(「進行」と言う者あり)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてをお諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決定するものとします。

日程第4. 議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

本案について説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** さきに提案した議案第26号について説明いたします。

議案書の1枚目をめくってください。令和2年度本部町公共下水道特別会計予算。令和2年度本部町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳

出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億712万2,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定める。(歳出予算の流用)第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページから歳入歳出になっておりますが、5ページのほうからお願いいたします。歳入歳出の説明を行います。まず、歳入のほうからお願いします。5ページの上から3番目、下水道使用料、現年度分1億7,000万円と過年度分の400万円は、令和元年度決算見込み額をベースにして金額となっております。

同じく5ページの下から2段目の下水道事業県補助金1,698万円は、総事業費に対する60%の補助金となっております。

次に7ページ、一番下の下水道事業債980万円は、公営企業会計適用分の事業債となっております。

次に歳出の説明をいたします。11ページをお開きください。施設維持費の委託料5,287万8,000円については、GIS保守委託料から、次の13ページの下水しき処分委託料となっております。次に15ページをお開きください。12節委託料は、下水道ストックマネジメント計画策定に伴う委託費でございます。以上で説明を終わります。

○ 委員長 喜納政樹 これから質疑を行います。歳入から順にページごとに進めてまいります。歳入4ページ、5ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

続きまして、6ページ、7ページ。

(「進行」と言う者あり)

それでは続きまして、歳出8ページ、9ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

10ページ、11ページ。

(「進行」と言う者あり)

12ページ、13ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

14ページ、15ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

16ページ、17ページ。

(「進行」と言う者あり)

18ページ、19ページ。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

20ページ、21ページ。

(「進行」と言う者あり)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算についてをお諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり決定するものとします。

日程第5. 議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案した議案第27号について説明いたします。

議案書の1枚目をめくってください。(総則)第1条、令和2年度本部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数6,116戸、2、年間給水量238万3,086立方メートル、3、一日平均水量6,529立方メートル、4、主要な建設改良事業、(1)新浄水場磁気探査及び工事、(2)新浄水場に伴う管路実施設計及び工事。(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入といたしまして、第1款水道事業収益5億1,560万6,000円、支出といたしまして、第1款水道事業費用4億9,027万4,000円を計上しております。次の2ページをお開きください。(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億5,657万7,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。)。収入といたしまして、第1款資本的収入2億401万8,000円、支出といたしまして、第1款資本的支出3億6,059万5,000円を計上しております。次に3ページをお願いします。(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的といたしましては、上水道事業費でございます。限度額1億200万円。起債の方法、利率及び償還の方法はお読みください。(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費4,326万1,000円。令和2年3月10日、本部町長 平良武康。

次に収入支出の説明を行いたいと思います。18ページをお開きください。令和元年度の決算見

込み額を掲載しております。下から4番目、当年度純利益6,183万4,041円となっております。

19ページ、20ページをお開きください。収益的収入及び支出について説明いたします。収入では、水道事業収益5億1,560万6,000円を計上しております。前年度より499万2,000円の増加となっておりますが、それは令和2年度の収入見込み額をもとに算出した結果であります。

23ページをお開きください。水道事業費用として4億9,027万4,000円を計上しております。昨年度より741万5,000円減少したのは、令和元年度において旧水道庁舎の解体工事があったためであります。

次に39ページ、40ページをお開きください。一番上の浄水設備費2億524万8,000円は、新笹川浄水場の工事費です。4段目の配水設備費は、満名川線、瀬底一周線、あと新笹川浄水場配水管布設工事の金額となっております。以上で説明を終わります。

○ **委員長 喜納政樹** 水道事業会計については、収入支出ごとの総括質疑にします。

これから収入についての質疑を行います。収入に関して質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

次に支出に関して質疑を行います。支出について質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算についてをお諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり決定するものとします。

これで本委員会に付託された事件は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会は、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本委員会は、本日で閉会することに決定しました。

これで予算審査特別委員会を閉会します。

閉 会 (午後3時16分)

本部町議会委員会条例第28条第1項の規定に基づき署名する。

令和2年度予算審査特別委員会

委員長 喜納 政 樹

臨時委員長 崎 浜 秀 進

委員 真 部 卓 也

委員 崎 浜 秀 昭